

# 第9次長崎県卸売市場整備計画

## 第1 第9次長崎県卸売市場整備計画策定の趣旨と目標年度

### 1 計画策定の趣旨

卸売市場の整備計画は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づいて、概ね5年ごとに策定し、生鮮食料品及び花きの流通を巡る諸条件の変化に対応した卸売市場の立地及び施設の種類、規模、配置、構造に関する指標並びに市場取引、物流の合理化に関する基本的な事項を定め、その推進によって生鮮食料品及び花きの円滑な市場流通を図ろうとするものである。

近年、卸売市場を巡る環境は、消費の質的变化、産地・出荷規模の大型化、輸入品の増加が進み、量販店等大型需要者の増大、インターネット等の普及などによる市場を経由しない多様な流通が拡大し、物流技術の進歩、更には市場内外での競争激化等、大きく変化している。

こうした中において、卸売市場は、多種多様な品物の集荷とその迅速な分荷、公正な価格形成と迅速確実な代金決済といった従来の機能に加え、卸売市場の果たす役割、特に災害時等の緊急対応や、消費者の食への理解を深める場として、生産・消費両サイドの期待に応えられる安全・安心で効率的な流通システムとしての役割を果たすことが求められている。

このため、市場を巡る環境の変化や財政事情を勘案しつつ、その機能の充実を図るため、長期的な視野に立って、機能拡充、統合整備を推進することが重要である。

県では、平成22年10月に公表された国の「第9次卸売市場整備基本方針」及び平成22年3月に公表された「第9次中央卸売市場整備計画」に即しながら、基本的に第8次計画を踏襲しつつ、県内の生鮮食料品及び花きの需要、市場流通の見通し並びに卸売市場の現状、関係市町及び関係団体の意向を踏まえ「第9次長崎県卸売市場整備計画」を策定する。

### 2 目標年度

平成20年度を基準年度とし、平成27年度を目標年度とする。

## 第2 卸売市場の適正な配置の方針

### 1 卸売市場流通等の現状と見通し

#### (1) 長崎県の消費人口の見通しと需要の動向

本県の常住人口は、平成17年147万9千人で微減傾向が続いており、平成22年は142万7千人となっている。大村市と時津町で人口増加が見られるが、その他の地域は減少傾向である。

観光客については、平成20年2,824万1千人であるが、平成22年は2,900万9千人であり、若干増加している。

本県では、従来、造船・観光業を中心として堅実な雇用情勢が見込まれていたが、全国的な経済低迷の中で、雇用情勢も変化しつつあり、一方で出生率の低下により、常住人口の高齢化が進むものと考えられる。

このようなことから、平成27年の常住人口を137万8千人、観光客をほぼ現状維持と推定し、併せた消費人口は平成20年の146万3千人から、平成27年には140万1千人になると見込んだ。

県民の食料消費動向は、質的に多様化する中で、消費者の鮮度志向、健康・安全志向は高まり、特に食品の安全性や表示については、より強い関心が増している。

一方、単身世帯の増加、女性の社会進出、高齢化の進行、ライフスタイルの多様化等を背景に、食糧消費の量から質への変化、健康・安全への関心の高まり、食の外部化・サービス化等が進展しており、今後も同様の状況が続くものと見込まれる。

## (2) 需要の現状と見通し

### (イ) 青果物、花き

野菜の県民1人当たりの需要量は、基準年度で123.7kgであり、これを目標年度においては、114kgと見通した。

果実の県民1人当たりの需要量は、基準年度で60.3kgであり、これを目標年度においては、55.2kgと見通した。

花きの県民1人当たりの需要量は、基準年度で切花45.9本、鉢物2.2鉢であり、目標年度における1人当たり需要量は、切花41.8本、鉢物2.0鉢と見通した。(第1表参照)

第1表 長崎県の青果物、花きの需要量の見通し

品目	平成20年度		平成27年度			
	需要量	一人当たり需要量	需要量	比率	一人当たり需要量	比率
野菜	181,045ト	123.7kg	159,724ト	88.2%	114.0kg	92.2%
果実	88,254ト	60.3kg	77,340ト	87.6%	55.2kg	91.5%
花き(切花)	67,179千本	45.9本	58,565千本	87.2%	41.8本	91.1%
花き(鉢物)	3,220千鉢	2.2鉢	2,802千鉢	87.0%	2.0鉢	90.9%

### (ロ) 水産物

水産物需要は、近年の食生活の変化の影響を受けておおむね減少傾向であり需要量減が見込まれる。

基準年度における水産物の県民一人当たりの年間需要量は、57.0kgで、総需要

量は 83,424 トンであるが、目標年度には、一人当たりの年間需要量が、55.5 kgと見込まれ、総需要量は 77,760 トンと見通した。(第 2 表参照)

第 2 表 長崎県の水産物の需要量の現状と見通し

年 次 項 目	平成 2 0 年度		平成 2 7 年度	
	実 数	指 数	実 数	指 数
1 人 当 たり 需 要 量 (kg)	57.0	100	55.5	97.4
県 内 消 費 人 口 (千 人)	1,463	100	1,401	95.8
需 要 量 (ト ン)	83,424	100	77,760	93.2

#### (ハ) 食 肉

食肉需要は食生活の多様化や健康志向に伴い、目標年度では消費量減が見込まれている。

本県の基準年度における食肉の需要は、40,395 t (県民 1 人当たり消費量は 27.6 kg) で、目標年度では 37,409 t (同 26.7 kg) になると見込まれる。(第 3 表参照)

第 3 表 長崎県の食肉の需要と見通し (枝肉ベース)

品 目	平成 2 0 年度		平成 2 7 年度			
	需要量	一人当たり需要量	需要量	伸び率	一人当たり需要量	伸び率
牛肉・豚肉 合 計	40,395t	27.6 kg	37,409 t	92.6%	26.7 kg	96.7%

#### (3) 供給の現状と見通し

##### (野菜)

平成 2 0 年の本県生産量は 33 万 6 千トンであり、その内 29 万 5 千トン (87.9%) が出荷販売され、出荷販売量の内 6 万 5 千トン (22%) が県内卸売市場に出荷された。

平成 2 7 年には、生産量を 35 万 2 千トン、その内出荷販売量を 31 万トン (88.0%)、出荷販売量の内 5 万 7 千トン (18.4%) が県内卸売市場に出荷されると見通した。

##### (果実)

平成 2 0 年の本県生産量は 9 万 1 千トンであり、その内 8 万 2 千トン (90.0%) が出荷販売され、出荷販売量の内 2 万トン (24.8%) が県内卸売市場に出荷された。

平成 2 7 年には、生産量を 9 万 5 千トン、その内出荷販売量を 8 万 6 千トン (90.6%)、出荷販売量の内 1 万 6 千トン (18.8%) が県内卸売市場に出荷されると見通した。

(花き)

平成20年の本県切花の出荷量は1億1,340万本、その内の2,478万3千本(21.9%)が県内卸売市場に出荷された。また、平成19年の本県鉢物の出荷販売量は113万鉢、その内の1万9千鉢(17.4%)が県内卸売市場に出荷された。

平成27年の本県切花の出荷販売量は1億1,610万本、その内の1,958万2千本(16.9%)が県内卸売市場に出荷されると見通した。

平成27年の本県鉢物の出荷販売量は137万9千鉢、その内の14万鉢(10.2%)が県内卸売市場に出荷されると見通した。

(水産)

県内における水産物の生産量の推移を見ると、基準年度の属地水揚量は334,901トン、属人水揚量は330,831トンであるが、目標年度の実生産量は、長崎県水産業振興基本計画によると、属人で324,000トン(基準年度比97.9%)と目標値を設定している。

(食肉)

本県は畜産物の供給県であり、平成20年の肉牛出荷は2万7千頭で、その内1万3千頭が県内だと畜され、また、肉豚出荷は36万8千頭で、その内33万頭が県内だと畜された。

目標年度では、肉牛出荷量を2万7千頭、その内1万3千頭が県内だと畜されると見通した。豚についても、出荷量を38万7千頭、この35万頭が県内だと畜されると見通した。

(4) 卸売市場流通の現状と見通し

県内の青果物卸売市場は、平成23年3月31日現在で中央卸売市場2市場、地方卸売市場7市場、小規模卸売市場7市場、計16市場である。

これらの卸売市場の平成20年の取扱数量は、野菜12万トン(県内需要分10万8千トン、県外需要分1万2千トン)、果実4万6千トン(県内需要分4万1千トン、県外需要分5千トン)である。この結果、県内総需要量に対する県内市場の供給率は、野菜59.6%、果実46.7%となっている。

近年、卸売市場を取り巻く環境の急激な変化の影響を受け、卸売市場経由率及び経由量の減少傾向と生鮮食料品の低価格化及びこれに伴う市場関係業者の経営状況が悪化しており、卸売市場を巡る状況は厳しいが消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、卸売市場におけるコールドチェーン(流通過程で低温を保つ物流方式)の確立や品質管理の徹底に対する要請は高まっている。

平成27年における市場の取扱数量は、野菜10万4千トン(県内需要分9万4千トン、県外需要分1万トン)、果実3万6千トン(県内需要分3万2千トン、県外需要分4千トン)と見通した。この結果、県内需要量に対する県内市場の供給率は、

野菜 59.0%、果実 42.0%になると見通した。

県内の花き市場は、平成 23 年 3 月 31 日現在で、地方卸売市場 4 市場である。

平成 20 年度の切花の取扱数量は 5,545 万 9 千本、平成 19 年度の鉢物の取扱数量は 69 万 8 千鉢である。平成 27 年には取扱数量は切花 4,382 万 1 千本、鉢物 49 万 6 千鉢と見通した。この結果、県内総需要量に対する県内市場の供給率は、平成 20 年切花 82.6%、平成 19 年鉢物 20.6%が、平成 27 年には切花 74.8%、鉢物 17.7%になると見通した。

県内の水産物卸売市場は、平成 23 年 3 月 31 日現在で、中央卸売市場 1 市場、地方卸売市場 3 市場（うち 1 市場は青果も有する総合市場）、産地小規模卸売市場 24 市場の計 28 市場である。

基準年度の市場流通量は 241,623 トンで、うち県内消費向供給量 83,256 トンに対する県内消費需要量は 80,858 トンで供給率は 103.0%となっている。目標年度には、市場流通量は 236,634 トンで、うち県内消費向供給量 81,537 トンに対する県内消費需要量は 75,612 トンで供給率は 107.8%と見通した。（第 4 表参照）

第 4 表 県内消費向需要量に対する供給量の見通し

（単位：トン）

	平成 20 年	平成 27 年
県内需要量(A)	83,424	77,760
うち漁家消費量(B)	2,566	2,148
県内消費需要量(A - B)	80,858	75,612
市場流通量	241,623	236,634
うち県内消費向供給量	83,256	81,537
属地水揚量	334,901	327,986
属人水揚量	330,831	324,000

県内の食肉市場は、平成 23 年 3 月 31 日現在で、地方卸売市場 1 市場である。平成 20 年度における牛・豚の市場取扱量は 5,382 t（枝肉ベース）で、市場供給率は 13.3%となっている。目標年度の取扱量は、5,008t（枝肉ベース）、市場供給率は 13.4%になるものと見込まれる。

#### (5) 市場外流通の現状と見通し

産地及びユーザーの変化の中で、生鮮食料品等の流通形態は多様化し、大型産地と大型ユーザーの直接取引の拡大、パソコンや携帯電話等によるインターネットを活用した直接販売、宅配便や輸入の増大、農産物直売所の増加等により、市場外取引が増大しつつあり、この傾向は今後も進むと思われる。

#### (青果・花き)

市場外流通については、明確な基礎資料がないため、総需要量から市場供給量を差し引いて推計した。

これによれば、平成20年市場外流通量は、野菜7万3千トン、果実4万7千トンで、総需要量に対する供給率は、野菜40.4%、果実53.3%となる。

平成27年市場外流通量は、野菜6万5千トン、果実4万5千トンと見通し、総需要量に対する供給率は、野菜41.0%、果実58.0%と推定した。

また、切花の平成20年市場外流通量は、1,172万本で総需要量に対する供給率は17.4%である。鉢物の平成19年市場外流通量は269万7千鉢で、総需要量に対する供給率は79.4%である。これが平成27年には、切花1,474万4千本、鉢物230万6千鉢で、総需要量に対する供給率は、切花25.2%、鉢物82.3%となると見通した。

なお、壱岐・対馬には平成23年3月31日現在で卸売市場がなく、本県においては市場外流通として捉えている。

#### (水産)

基準年度における市場外流通量は、属地水揚量334,901トンから市場流通量241,623トンを差し引いた93,278トンであり、目標年度は属地水揚量327,986トンから市場流通量236,634トンを差し引いた91,353トンと見通した。

#### (食肉)

平成20年の市場外流通の県内総需要量に対する供給率は86.7%を占めている。これは県内4ヶ所にある産地食肉処理施設等からの直接流通に起因しているもので、特に企業の大型ハム工場等での処理加工が大半を占めている。平成27年においては、市場外流通の割合は86.6%になるものと見通した。

## 2 品目別流通圏の設定

### (1) 青果物、花き

流通圏の設定に当たっては、従来と同様に青果物及び花きの流通状況、都市化の進展状況、道路交通網の整備状況等や産地の特化、大型化等の傾向を踏まえ、またこれらの将来における変化の見通しを勘案し、佐世保市中央卸売市場を拠点とする県北流通圏、長崎市中央卸売市場を拠点とする県南流通圏及び壱岐・対馬流通圏を設定した。

#### (イ) 県北流通圏

佐世保市を中心とした4市5町で形成される。流通圏の中心となる佐世保市の消費人口は、平成20年で25万9千人であり、ハウステンボスを中心とした観光産業等による消費人口は平成27年においてもほぼ同程度が見込まれるものの、流通圏全体としての消費人口は減少傾向にあり、平成20年で43万7千人、平成

27年には41万6千人になると見通した。

(ロ) 県南流通圏

長崎市を中心とした7市3町で形成される。大村市と時津町で消費人口の増加が見込まれるものの、常住人口の高齢化の進展等により長崎市では消費人口の減少が予想される。流通圏全体では、消費人口が平成20年で96万人、平成27年には92万3千人になると見通した。

(ハ) 壱岐・対馬流通圏

壱岐市と対馬市の2市で形成され、消費人口は平成20年の6万7千人から、平成27年は6万2千人になると見通した。

壱岐・対馬は本土から遠隔の地にあることから、他県からの供給に依存しており、今後もこの状態が続くものと見込まれる。

(2) 水産物

流通圏の設定に当たっては、県内流通の特性、各地域の地理的経済的諸条件を考慮し、佐世保市中央卸売市場、地方卸売市場松浦魚市場を拠点とする県北流通圏、地方卸売市場長崎魚市場を拠点とする県南流通圏及び壱岐・対馬流通圏の3流通圏を設定した。

(イ) 県北流通圏

佐世保市、松浦市、平戸市、西海市、佐々町、波佐見町、川棚町、小値賀町、新上五島町で形成される地域である。流通圏内の消費人口は平成20年で43万7千人であるが、これまでの減少傾向を考慮し、平成27年は41万6千人と予測される。

(ロ) 県南流通圏

長崎市、島原市、諫早市、大村市、五島市、雲仙市、南島原市、時津町、長与町、東彼杵町で形成される地域である。

圏内の消費人口は平成20年で96万人であるが、これまでの減少傾向を考慮し、平成27年は92万3千人になると見通した。

(ハ) 壱岐・対馬流通圏

壱岐市・対馬市の2市で形成され、その流通は、海路を利用した福岡経済圏との交流が主体である。

流通圏内の消費人口は平成20年で6万7千人であるが、これまでの減少傾向を考慮し、平成27年は6万2千人となると見通した。

(3) 食 肉

食肉の流通圏の設定は、本県の地域的特性、人口動態、食肉消費動向及び道路・交通網の整備等の諸条件を踏まえ、佐世保市食肉地方卸売市場を拠点とする本土・五島流通圏と福岡・北九州市を中心とした県外市場との関係が深い壱岐・対馬流通圏を設定した。

(イ) 本土・五島流通圏

壱岐市及び対馬市の2市を除いた11市8町で形成され、消費人口は平成20年の139万6千人から、平成27年には133万9千人になるものと見込まれる。

(ロ) 壱岐・対馬流通圏

壱岐市と対馬市の2市で形成され、消費人口は平成20年の6万7千人から、平成27年には6万2千人になるものと見込まれ、現在の県外からの供給に依存した流通圏が今後も継続すると見通した。

3 卸売市場整備計画

(1) 整備計画の概要

卸売市場の配置については、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編にも配慮しつつ、市場流通量の見通し及び今後の都市人口の動向、生産者及び実需者のニーズの質的な変化、輸送条件の変化、情報化の進展等の経済情勢に対応し、また、開設者の財政事情を勘案し、市場機能の円滑な発揮と更なる機能強化が図られるよう、次の事項に留意して行うものとする。

中央卸売市場については、中央卸売市場整備計画に基づき整備すること。

地方卸売市場については、集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品等流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場（水産物産地市場を除く。）であって、次に掲げる措置のいずれかを講じるものを「地域拠点市場」と定めること。

ア 他の地方卸売市場との統合

イ 他の卸売市場との連携した集荷・販売活動

の地域拠点市場の目標年度における取扱数量は、

ア 当該地域拠点市場が青果物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合に

は、原則として15,000トン以上

イ 当該地域拠点市場が水産物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合に

は、原則として7,000トン以上

ウ 当該地域拠点市場が花きを主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、

原則として2,000万本相当以上

にそれぞれ達することが見込まれること。

なお、当該地域拠点市場が食肉を主たる取扱品目とする卸売市場については、と畜場を併設しているという性格にかんがみ、当面の間、目標年度における取扱数量は定めない。

全国的な卸売市場の再編を促進する観点から、地域拠点市場が他の市場と統合する場合においては、当該統合が次に掲げる要件のすべてに適合していることが

望ましい。

ア 当該統合の中核となる地域拠点市場の取扱金額が 50 億円以上又は卸売場面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上であること。

イ 統合後の地域拠点市場の取扱金額が 100 億円以上又は卸売場面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上であること。

ウ 当該統合に係る地方卸売市場が食品流通構造改善促進法（平成 3 年法律第 59 号）第 4 条第 2 項の規定により、同法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受けていること。

公設卸売市場については、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適切な施設整備と運営の合理化に努めること。

中央卸売市場開設区域内における地方卸売市場については、その開設区域内に配置することが当該開設区域内における生鮮食料品等の円滑な流通の確保を図るために必要であると認められる場合に配置すること。

食肉を主たる取扱品目とする地方卸売市場については、地域における肉畜の生産事情、輸入食肉の増加、部分肉流通の進展及び食肉処理施設との関連に留意の上、市場機能が十分に発揮し得るよう配置すること。

#### 水産物産地市場

水揚量及び魚種構成の変化、用途別・品位別振り分けの必要性や、産地市場関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、輸送条件の変化、漁港の整備計画等を勘案し、長期的展望に即して統合等により市場機能の強化を推進すること。

なお、卸売市場は、目標年度である平成 27 年度には次表のとおり整備が計画されている。

市場分類		現在（H22）				現在（H27）				市場の増減						施設の整備			
		中央	地方	小規模	計	中央	地方	小規模	計	増			減			計	新築	増改築	その他
										新設開設	統合新設	分類変更	廃止	統合廃止	分類変更				
総合市場	青果・水産・花き				0				0							0			
	青果・水産		1		1	1		1								0		1	
	青果・花き		1		1	1		1								0		1	
	青果市場	2	5	7	14	1	4	7	12	2	1		4	1	2			6	
	花き市場		3		3	3		3							0	1		2	
	水産市場	1	2	24	27	3	22	25			1	2		1	2		4		
	食肉市場		1		1	1		1							0		1		
	合計	3	13	31	47	1	13	29	43	0	2	2	2	4	2	4	1	15	0

## (2) 整備計画の方針

### (1) 総合卸売市場

総合卸売市場とは、青果卸売市場、花き卸売市場、水産物卸売市場及び食肉卸売市場のうち、二つ以上の機能を有する卸売市場をいう。

平成27年11月30日現在、地方卸売市場として、青果及び水産部門を有する平戸魚市(株)(平成25年8月に北松魚市場(株)から名称変更)地方卸売市場並びに青果及び花き部門を有する大村市総合地方卸売市場がある。

### (ロ) 青果卸売市場及び花き卸売市場

中央卸売市場については、国の整備計画に基づき整備が図られる。

地方卸売市場については、佐世保中央卸売市場干尽市場を地方卸売市場への転換を図る。(平成25年4月転換済)。諫早市にある2つの青果地方卸売市場を統合し整備拡充を図るとともに、同市の花き地方卸売市場については移転整備し機能充実を図る。島原市にある2つの青果地方卸売市場の統合を図る。

### (ハ) 水産物卸売市場

水産物卸売市場は、現在地方卸売市場4市場(うち1市場は青果も有する総合市場)、産地小規模市場23市場の合計27市場である。

1)佐世保市中央卸売市場水産市場は、地方卸売市場へ転換する。(平成25年4月転換済)

2)長崎県地方卸売市場長崎魚市場については、水産庁が策定した「長崎地区における高度衛生管理基本計画」に基づいて、衛生管理や温度管理を徹底し、HACCPの考え方を取り入れた閉塞型の卸売場棟、清浄海水取水施設等について岸壁と一体的に整備を図る。

3)松浦市地方卸売市場松浦魚市場については、松浦市が平成27年4月に策定した「松浦魚市場再整備実施計画」に基づいて、衛生管理や温度管理を徹底し、HACCPの考え方を取り入れた閉鎖型の卸売市場や清浄海水取水施設等の整備を図る。

4)産地小規模市場については、その多くが漁業協同組合が営む産地市場であることから、長崎県水産業振興基本計画に基づいた小規模漁協等の合併促進に合わせた、市場の統合と機能の強化を図っていくこととする。

また、各漁協が開設する荷さばき所(取引を行わないもの)については、市場と連携を図りながら迅速かつ効率的に集出荷するため配置し、活魚施設や衛生・貯蔵保管施設等、必要な施設整備を行う。

なお、廃止になる市場については、必要に応じ、荷さばき場として衛生・貯蔵保管施設等を整備し、集出荷機能の強化を図る。

### (ニ) 食肉卸売市場

本県唯一の佐世保市食肉地方卸売市場の役割を十分に発揮するため、食肉の衛生的な流通システムを推進しながら品質管理の高度化をはかり、地域畜産及び食

肉業者等との連携を深め、食肉の円滑な流通と市場の安定化を図ることとする。

市場別整備方針一覧表

流通圏	青果 食肉 花畜	流通圏	市場 番号	当該流通圏既存市場名	整備方針			備考
					市場の整備計画	区分	取扱 品目 年度	
北 北	県 本 土 ・ 五 島	佐世保市	1	佐世保市中央卸売市場 干尽市場	地方卸売市場へ転換 施設整備	中央 (公)	青果物	H24～ 中央卸売市場整備計画による。 売場施設等
			2	佐世保市中央卸売市場 干尽市場	地方卸売市場へ転換 施設整備	中央 (公)	水産物	H25～ 中央卸売市場整備計画による。 売場施設等
			3	佐世保市食肉地方卸売市場	施設整備	地方 (公)	食肉	H24～ 加工処理施設等
			4	佐世保市花き地方卸売市場	施設整備	地方 (公)	花き	H24～ 売場施設等
			5	九十九島漁業協同組合共同販売所(産)		小規模 (民)	水産物	
			6	川棚青果市場		小規模 (民)	水産物	
			7	新上五島町漁業協同組合魚市場(産)		小規模 (民)	水産物	
			8	松浦市地方卸売市場松浦魚市場(産)	施設整備	小規模 (民)	水産物	H27～ 売場施設等
			9	平戸市(株)地方卸売市場	施設整備	地方 (公)	水産物	
島	県 本 土 ・ 五 島	長崎市	10	長崎市中央卸売市場	施設整備	中央 (公)	青果物	H23～ 中央卸売市場整備計画による。 売場施設等
			11	地方卸売市場長崎花市場	施設整備	地方 (民)	花 卉	H24～ 売場施設等
			12	長崎市地方卸売市場長崎魚市場(産)	施設整備	地方 (公)	水産物	H23～ 売場施設等
			13	長崎市茂木漁業協同組合共同販売所(産)		小規模 (民)	水産物	
			14	大村湾漁業協同組合共同販売所(産)	廃止	小規模 (民)	水産物	
			15	長崎西部青果		小規模 (民)	青果物	
			16	諫早青果地方卸売市場	16.17統合、施設整備	地方 (民)	青果物	H24～ 統合後、地域拠点市場に位置付 ける。売場施設等
			17	地方卸売市場諫早大同青果(株)	16.17統合	地方 (民)	青果物	H24～
			18	地方卸売市場諫早花市場	施設整備	地方 (民)	花 卉	H24～ 移転新設等
			19	橘湾中央漁業協同組合共同販売所(産)		小規模 (民)	水産物	
			20	大村市総合地方卸売市場	施設整備	地方 (第3セ クター)	青果物 花 卉	H24～ 貯蔵・保管施設等
			21	大村湾東部漁業協同組合共同販売所		小規模 (民)	水産物	
			22	橘湾東部漁業協同組合千々石共同販売所(産)		小規模 (民)	水産物	
			23	橘湾東部漁業協同組合小浜共同販売所(産)		小規模 (民)	水産物	
			24	橘湾東部漁業協同組合南串山共同販売所(産)		小規模 (民)	水産物	
			25	小浜青果市場	施設整備	小規模 (民)	青果物	H23～ 貯蔵・保管施設等

青果 花き	流通圏		配置(市町 名)	市場 番号	当該流通圏既存市場名	整備方針			備考			
	食肉	水産				市場の整備計画	区分	取扱 品目		整備 予定 年度		
県	本	島	島原市	26	果 島原青果地方卸売市場	26.27統合	地方 (民)	青果物	統合後、地域拠点市場に位置付 ける。			
				27	島 青果地方卸売市場	26.27統合	地方 (民)	青果物				
南	士	島	島原市	28	島原漁業協同組合共同販売所(産)			小規模 (民)	水産物			
				29	(有)入千代商店魚市場(産)				小規模 (民)	水産物		
				30	川田水産魚市場(産)	廃止(平成25年6月)				小規模 (民)	水産物	
				31	(株)池田水産魚市場(産)					小規模 (民)	水産物	
				32	有明青果市場					小規模 (民)	青果物	
				33	加津佐中央青果市場					小規模 (民)	青果物	
				34	野田青果市場					小規模 (民)	青果物	
				35	島原半島南部漁業協同組合加津佐共同販売所(産)					小規模 (民)	水産物	
				36	島原半島南部漁業協同組合口之津魚市場(産)					小規模 (民)	水産物	
				37	島原半島南部漁業協同組合南有馬共同販売所(産)				施設整備		水産物	H25~ 売場施設等
南	五	島	南島原市	38	西有家町漁業協同組合共同販売所(産)			小規模 (民)	水産物			
				39	有家中央青果地方卸売市場	施設整備			地方 (民)	青果物	H24~ 売場施設等	
南	島	島	五島市	40	有家町漁業協同組合魚市場(産)			小規模 (民)	水産物			
				41	福江青果卸売市場	施設整備			小規模 (民)	青果物	H24~ 売場施設等	
				42	五島市魚市場(産)					小規模 (公)	水産物	
				43	五島漁業協同組合富江支所共同販売所(産)					小規模 (民)	水産物	
				44	奈留町漁業協同組合共同販売所(産)					小規模 (民)	水産物	
				45	郷ノ浦町漁業協同組合共同販売所(産)					小規模 (民)	水産物	
				46	勝本町漁業協同組合共同販売所(産)					小規模 (民)	水産物	
南	島	対馬市	47	威原町魚市場(産)			小規模 (民)	水産物				

### 第3 卸売市場が果たす役割・機能の充実

#### 1 災害時等の緊急対応体制の確立

災害時等の緊急の事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性にかんがみ、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時等において適切な対応が確保されるよう努める。特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、BCP（事業継続計画）の策定等を通じて、災害時等においても業務を確実に継続できるような体制の確立に努める。

#### 2 食の安全・安心への対応

食の安全に係る事件・事故が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努める。また、食の安全の確保に対応するため、有害物品に関する検査体制の確立に努める。

#### 3 消費者との交流

県民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であるということを前提としつつ、市場内の衛生管理や入場者の安全の確保等に十分留意して、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の県民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示に関する講習会、料理教室等の機会の提供にも十分配慮する。また、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮する。

卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、可能な限り緑地帯等の設置に努める。

#### 4 情報化の推進

情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、早急にその推進を図る。

#### 5 労働条件の改善

最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努める。

#### 6 環境への対応

地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、卸売市場においてもエネルギー消費や

廃棄物排出の抑制等環境負荷の低減に向けた取組が重要であることから、太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設の整備・配置や、通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化の推進に努める。また、環境問題の深刻化に対応するため、塵埃<sup>じんあひ</sup>処理施設及び污水处理施設の整備に努める。

## 7 関連事業者の活性化

関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図る。

## 8 情報の公開・提供

卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を広く公開・提供しよう努める。

# 第4 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

## 1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売店、外食産業等の広域チェーン展開等による生鮮食料品等流通の広域化、都市部等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行う。この場合、特に次の事項について留意する。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

## 2 施設の種類に関する事項

施設の種類とその具体例は次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮する。

売場施設  
駐車施設  
貯蔵・保管施設  
輸送・搬送施設  
衛生施設  
情報・事務処理施設  
管理施設  
加工処理施設  
福利厚生施設  
関連事業施設  
以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

### 3 施設の規模に関する事項

別記に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

### 4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や、加工処理等の機能の強化、さらには環境問題への積極的な取組等に向けて、特に次の事項に留意するとともに、施設整備についてはPFI事業の活用、施設管理については民間委託の推進や地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者制度の活用により、市場使用料の抑制等に努める。さらに、卸売市場の費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討する。

(1) 卸売市場におけるコールドチェーンシステムの確立に対する生産者及び実需者のニーズへ早急に対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理施設を計画的に配置すること。

(2) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設について、施設の導入に当たっての費用対効果や共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整等を考慮しつつ、整備・配置を推進すること。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報受発信機能の強化や市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組を推進すること。

(3) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、

施設の立体化等に努めること。特に、都市部の卸売市場においては、土地の高度利用を図る観点から、立体的かつ効率的な施設の配置とすること。

- (4) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。また、(1)の低温（定温）管理施設に加え、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置すること。
- (5) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (6) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立のための適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- (7) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、  
取引における生鮮E D I標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取決め）の活用、電子タグ（メモリ機能を有する極小のI Cチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用  
産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるLAN（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備と通い容器の一時保管場所の確保に努めること。
- (8) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。

## 第5 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

### 1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明で適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、生産者及び実需者のニーズに的確に対応した卸売市場における取引の活性化を図る。

- (1) 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各卸売市場の持っている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等卸売市場の実態を反映しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、これを遵守すること。この売買取引の方法の設定に当たっては、各卸売市場における市場取引委員会の場等において売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (2) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や商物一致原則の例外措置の活用、国が示すガイドラインに即した受託拒否の禁止の例外措置の適切な運用等を図るため、各

卸売市場においては市場取引委員会の場合等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下での卸売市場に適合したサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。

- (3) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するとともに、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のための生産者及び実需者との連携による集荷力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場合等で十分な議論を行うこと。
- (4) 迅速かつ機動的な取引による実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認や各種書類の提出・報告の義務付けについて、その必要性を十分に検証し、事務の簡素化の徹底を図ること。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報技術の活用や様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。
- (5) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理した情報等、仲卸業者や専門小売業者の利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めること。
- (6) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。
- (7) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。
- (8) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用した機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、卸売市場全体の利益を考慮することができる幅広い視野を有した市場取引委員会の委員の選定等を通じて、より経営的な観点から卸売市場全体としての統一的な意思決定に努めること。
- (9) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進するとともに、生産履歴情報等の適切な確認・伝達による消費者の信頼の確保に努めること。また、食中毒等の食品事故へ適切に対応するため、生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の作成・保存を適切に行うことにより、トレーサビリティの確保に努めること。なお、その際には効率化を図り、コストの削減に最大限努力すること。
- (10) 卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売

市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

## 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

## 3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のため温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置と、当該措置をその内容とする品質管理の高度化に向けた規範の策定を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組む。

この場合、H A C C P（危害分析・重要管理点）の考え方を採り入れた品質管理に努める。特に、水産物及び食肉においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備の基準や衛生管理の基準の遵守、食道や直腸の結紮<sup>まじ</sup>やナイフの消毒等に取り組む。

## 第6 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

### 1 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体制の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や卸売市場を越えた

卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善を図ること。また、開設者等は、長期にわたって改善が図られない卸売業者に対して、改善時期や改善事項をより明確化させるなど、適切な指導を行うこと。

さらに、卸売業者の経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。

- (3) 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
- (4) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育及び熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。
- (5) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化と生産者及び実需者との連携を深めることにより、国内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努めること。
- (6) 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

## 2 仲卸業者

- (1) 経営の発展を図るため、業者数の大幅な縮減を図ることを基本とし、卸売市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化、仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業権の取得等により業者数の縮減を図ること。
- (2) 経営状況の悪化に対処し、業務の適正かつ健全な運営を確保するため、開設者が財務基準を定め、これに基づき経営の早期改善を図ること。また、卸売市場の信用力を維持する観点から、開設者は、仲卸業者に対する経営改善指導を適切に行うこと。
- (3) 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めること。
- (4) 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間の提携関係の強化を図りつつ、大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、生産者及び実需者との連携強化に取り組むことにより、新たな国内産の農林水産物の需要の開拓に努めること。

- (5) 情報機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等によりコストの削減を進めること。

### 3 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項

- (1) 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへ適切に対応し、経営体質の強化を図るため、加工処理機能、貯蔵・保管機能及び輸送・搬送機能の強化に取り組むこと。
- (2) 実需者のニーズの把握と産地へのフィードバックを的確に行うことにより、これまで卸売市場が中心に扱ってきた規格品に加え、特色ある地場産品や規格外品等について、これらの流通の特性も踏まえた上で、品揃えの強化を図ること。
- (3) 新たな需要の喚起に資するよう、価格動向のほか、実需者のニーズ、産地の出荷動向、商品情報等の多様な情報について、情報技術の積極的な活用を通じて、卸売業者と仲卸業者間における情報共有を図るなど、その収集と提供の取組を強化すること。
- (4) 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等も含め、両者の連携・協働に十分留意して行うこと。
- (5) 予約相対取引の活用等により、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定価格での安定的取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。

## 別記

### 卸売市場施設規模算定基準

#### 1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

$S_i$ ：目標年度における売場施設の必要規模

$g_t$ ：目標年度における1日当たり市場流通の規模

$f_i$ ：売場施設経由率

$\mu_i$ ：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R<sub>i</sub> : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

## 2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

## 3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行う。

$$S_t = 25\text{m}^2 \cdot \left( \frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S<sub>t</sub> : 目標年度における駐車場の必要規模

g<sub>t</sub> : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ<sub>o</sub> : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤用自動車台数

## 4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行う。

$$S = (1 + a) \cdot (S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S<sub>i</sub> : 各施設の必要規模

S<sub>t</sub> : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模